

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和6年12月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
2	(10) 閲覧者	<p>受注者及び発注者のうち、次の職位以外で工事書類を閲覧・共有する必要のある者を指す。</p> <p>受注者：現場代理人、現場責任者、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐</p> <p>発注者：総括監督員、主任監督員及び専任監督員</p> <p>なお、閲覧者がシステムの工事に登録されても、初期設定では工事書類の決裁経路（承認順序）に登録されないため、工事書類の決裁経路（承認順序）に入れる場合は情報共有システムの「承認順序設定」により行うこと。</p>	<p>受注者においては、現場代理人、現場責任者、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐を除く職員のうち、システムを利用する権限を付与した職員のこと。上位の職位者、営業所の専任技術者、品質管理部門の技術者等を想定している。</p> <p>発注者においては、総括監督員、主任監督員及び専任監督員を除く職員のうち、システムを利用する権限を付与した職員のこと。監督員に任命されていない上位の職位者、関連する工事の監督員、維持管理担当職員等を想定している。</p>	システムとの整合
4	表 2-1 建築局	<p>令和7年4月以降に契約するすべての工事^{※1}</p> <p>令和7年3月までに契約する工事のうち、契約図書等で指定された工事</p>	契約図書等で指定された工事	記述を追加
4	表 2-1 農業水産局及び農林基盤局	令和4年4月以降に契約するすべての工事 ^{※1}	令和4年4月以降に契約するすべての工事 ^{※1※2}	記述を削除
4	表 2-1	—	※2 建築工事は契約図書等で指定された工事	記述を削除
7	① 適用する電子納品の要領及びその対象	・・・なお、システム利用申込後は変更できないため注意すること。	<p>・・・なお、「あいち建設情報共有システム」が農林水産省の電子納品要領に対応していないため、農業水産局及び農林基盤局の発注工事においては国土交通省の電子納品要領を適用すること。</p> <p>システム利用申込後は変更できないため注意すること。</p>	記述を削除
8	③ 使用する機能	システムが備える機能名	同左	システムとの整合

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和6年12月一部改訂）変更比較表

2/6

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
9	協議チェックシート【工事】	4 電子納品適用範囲 □愛知県電子納品運用ガイドライン（令和6年12月）	4 電子納品適用範囲 □愛知県電子納品運用ガイドライン（令和6年3月）	改訂年月を整合
9	協議チェックシート【工事】	11 インターネット電子メールの利用 □15.0MBまで	11 インターネット電子メールの利用 □7.0MBまで	メール容量を変更
10	3-4 情報共有システム利用の準備	「利用に関するご案内」	「案件登録のお知らせ」	システムとの整合
10	(1) システムの準備	あいち建設情報共有システム ポータルサイト https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/	あいち建設情報共有システム ポータルサイト http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps	リンクを変更
10	(2) システムの利用案内及び申込み	E-mail アドレスへ送付される	E-mail アドレスへ送られます	記述を変更
10	(2) システムの利用案内及び申込み	—	なお、「あいち建設情報共有システム」が農林水産省の電子納品要領に対応していないため、農業水産局及び農林基盤局の発注工事においては国土交通省の電子納品要領を適用すること。	記述を削除
10	(3) システムの利用開始	「利用開始兼利用確定書及び請求書送付のお知らせ」	「利用料金請求書」	システムとの整合

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和6年12月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
11	(6) 監督員変更への対応	<p>・・・決裁経路（承認順序）の監督員が・・・誤った経路で提出した場合は、取り下げ^{※1}すること。なお、・・・できる。</p> <p>※1：決裁完了前に発議者が提出した書類を修正する機能のこと。</p>	<p>・・・決裁経路の監督員が・・・誤った経路で提出した場合は、提出取消すること。なお、・・・できる。</p>	システムとの整合
12	3-5 工事書類の処理	「掲示板機能」や「文書管理機能」	「コミュニケーション（連絡）機能」や「共有書類機能」	システムとの整合
12	3-5-2 事前打合せ	「差戻し」	「否認」	システムとの整合
13	3-5-3 受注者による発議	決裁経路（承認順序）	決裁経路	システムとの整合
14	(4) 着信確認及び回答希望日の設定	回答希望日	最終承認期限	システムとの整合
16	3-5-4 発注者による確認	<p>①・・・「承認」、「否決^{※1}」又は「差戻し^{※2}」を行う。</p> <p>②・・・上位者が飛び承認する。</p>	<p>①・・・「承認」又は「否認」を行う。</p> <p>②・・・上位者へ決裁を委任する。</p>	システムとの整合
16	3-5-4 発注者による確認	<p>※1：「否決」は、決裁を否決して完了させる機能のこと。</p> <p>※2：「差戻し」は、発議者または前の決裁者に決裁を差し戻す機能のこと。</p>	—	記述を追加
16	(2) 決裁経路の確認及び修正	決裁経路（承認順序）	決裁経路	システムとの整合

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和6年12月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
16	(2) 決裁経路の確認及び修正	<p>※1：・・・監督員以外の決裁経路（承認順序）への追加は必要最小限とすること。</p> <p>※2：システムの初期設定では、工事打合簿には・・・を受けること。なお、工事打合簿に監督員以外の陰影を残す必要がある場合は、システムの「承認順序設定」により行う。</p>	<p>※1：・・・監督員以外の決裁経路への追加は必要最小限とすること。</p> <p>※2：工事打合簿には・・・を受けること。</p>	システムとの整合
16	(3) 工事打合簿の確認	<p>① 監督員は、・・・「承認」、「否決」又は「差戻し」を行う^{※1}。</p> <p>※1：・・・</p> <p>「否決」の場合、「コメント」欄へ・・・できる^{※2}。</p> <p>「差戻し」の場合、差戻し先に対し「コメント」欄へ差戻し理由を必ず入力するほか、必要に応じて指摘事項等を記入したファイルを添付することができる^{※2}。</p> <p>※2：・・・を利用してもよい。</p> <p>② 監督員が・・・「飛び承認」機能を用いて上位者が決裁する。・・・代行する職員を役職の職位や閲覧者として追加登録してから「飛び承認」する。</p> <p>③ 出張や・・・場合（不在後閲）は、「飛び承認」機能を用いて上位者が・・・できる。</p> <p>④ 「飛び承認」した工事書類について、不在後閲の対象となっていた監督員も最終確認者の決裁後に「閲覧」又は「確認」の処理をすること[*]。</p> <p>※決裁完了にならないと、電子納品対象の工事書類として取り扱われない。「飛び承認」された工事書類は、最終確認者の決裁後であっても、全ての監督員が処理をした状態でないと決裁完了とならないため、不在後閲の対象となっていた監督員も「閲覧」又は「確認」の処理をする必要がある。</p>	<p>① 監督員は、・・・「承認」「否認」（差戻し）を行う^{※1}。</p> <p>※1：・・・</p> <p>「否認」の場合は「コメント」欄へ・・・できる^{※2}。</p> <p>※2：・・・を利用してもよい。</p> <p>② 監督員が・・・事前に委任機能を用いて上位者等へ決裁を委任する。・・・代行する職員を閲覧者として追加してから委任する。</p> <p>③ 出張や・・・場合（不在後閲）は、上位者が・・・できる[*]。</p> <p>※不在者の閲覧が最終確認者の決裁後の場合は、工事打合簿に印影が印字されないため注意すること。印影を印字するためには、最終決裁者の決裁までに閲覧を済ませるか、いったん最終決裁者が決裁を取り消してから閲覧する必要がある。</p>	システムとの整合

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和6年12月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
18	3-5-5 発注者が発議する場合	決裁経路（承認順序）	決裁経路	システムとの整合
18	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法	「再利用提出」	「引用提出」	システムとの整合
18	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法	① ……プレビュー機能を用いて……	① ……印刷機能を用いて……	システムとの整合
19	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法	そのまま再利用提出	そのまま引用提出	システムとの整合
19	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法	最終回まで再利用提出を繰り返す	最終回まで引用提出を繰り返す	システムとの整合
21	3-7-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物	※1……【情報共有システム利用時の電子納品対象物】 建築局……に指定する。	※1……【情報共有システム利用時の電子納品対象物】 建築局……に指定する。 「あいち建設情報共有システム」が農林水産省の電子納品要領に対応していないため、農業水産局及び農林基盤局の発注工事においては国土交通省の電子納品要領を適用すること。	記述を削除
21	3-7-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物	※2【工事打合簿】 ① 建設局……	※2【工事打合簿】 ① 工事打合簿には工事記録を含む。建設局……	記述を削除

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和6年12月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
22	3-7-2 電子成果品の作成	(2) システムの「電子納品」機能を・・・	(2) システムの「納品物等を作る」機能を・・・	システムとの整合
24	3-8 その他の機能の利用	① 文書管理機能	① 共有書類機能	システムとの整合
24	3-8 その他の機能の利用	③ 掲示板機能	③ コミュニケーション機能（連絡、電子会議室、電子掲示板）	システムとの整合
24	3-8 その他の機能の利用	(1) 文書管理機能	(1) 共有書類機能	システムとの整合
24	3-8 その他の機能の利用	(3) 掲示板機能 掲示板機能では、工事毎に掲示板を設置することができる。発注者側と受注者側を含めた連絡（メッセージ）の使い分けも行うことができる。作成した掲示板に、現場写真や文書ファイル等のデータを貼り付ける事ができるので、担当者間での共有、意見交換ができる。	(3) コミュニケーション機能 ① 連絡機能 電子メールのように、特定の工事関係者に対する連絡やファイル送信を行うことができる。 ② 電子会議室機能 工事の関係者間で課題となったテーマを登録し、各自が発言を登録することにより、議論を進めることができる。 ③ 電子掲示板機能 工事関係者の全員に対して、お知らせ等を周知することができる。	システムとの整合